

小松加賀環境衛生事務組合一般職の職員の  
給与に関する条例

昭和 54 年 3 月 31 日  
条 例 第 6 号

改正 昭和 57 年 12 月 11 日 条例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 6 項の規定により、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の給与については、小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 33 年小松市条例第 5 号。以下「小松市給与条例」という。）を準用する。

2 職員中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に規定する職員の給与については、派遣をした普通地方公共団体の一般職の職員の給与に関する条例を適用する。ただし、給与の支給については、小松市給与条例を適用する。

附 則

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。